

令和5年度「淑徳大学・淑徳大学短期大学部ガバナンス・コード」の遵守
状況報告

学校法人大乗淑徳学園 淑徳大学、淑徳大学短期大学部は、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現化する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にして「淑徳大学・淑徳大学短期大学部ガバナンス・コード」を策定し、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めています。

この度、本ガバナンス・コードの遵守状況について、策定項目毎に点検を行いました。

1 遵守概要

策定項目	遵守状況
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	
1-1 建学の精神	遵守
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	遵守
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	
2-1 理事会	遵守
2-2 理事	遵守
2-3 監事	遵守
2-4 評議員会	遵守
2-5 評議員	遵守
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	
3-1 学長	遵守
3-2 教授会	遵守
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	
4-1 学生に対して	遵守
4-2 教職員等に対して	遵守
4-3 社会に対して	遵守
4-4 危機管理及び法令遵守	遵守
第5章 透明性の確保（情報公開）	
5-1 情報公開の充実	遵守